

特許業務法人

浅村特許事務所

SINCE 1891



■長年の信頼には理由があります

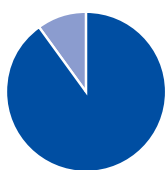
- 浅村特許事務所は、高橋是清初代専売特許局長の命を受けた浅村三郎により、1891年に日本で最初に設立された特許事務所です。
- 我が国における知的財産権の発展と共に、130年に亘る歴史と伝統に培われた知識と経験を活かし、日本国内、および諸外国の特許権、商標権、意匠権、著作権などの知的財産の取得・管理、所有する知的財産の積極的な活用をサポートする総合特許事務所です。
- 受任業務の90%以上を外国出願関係が占めていることを大きな特徴としています。
- 日本への出願はもとより、グローバル化の進展とともに、あらゆる国々への出願対応業務を得意としており、グローバル展開に向けた万全なサポート体制を構築しております。
- 世界3,000もの特許事務所との取引、200か国以上の国々での登録実績。これは、世界からも浅村特許事務所が信頼を頂いている証です。「まずは国内で、いずれは外国にも展開したい」とのご相談、ご要望にも、長年の経験と実績を活かし、ワンストップでお受けいたします。

実績はお客さまからの信頼の証です



設立年

1891年



外国出願関係

90%



取引国・地域数

200+



お客さま数

50,000+

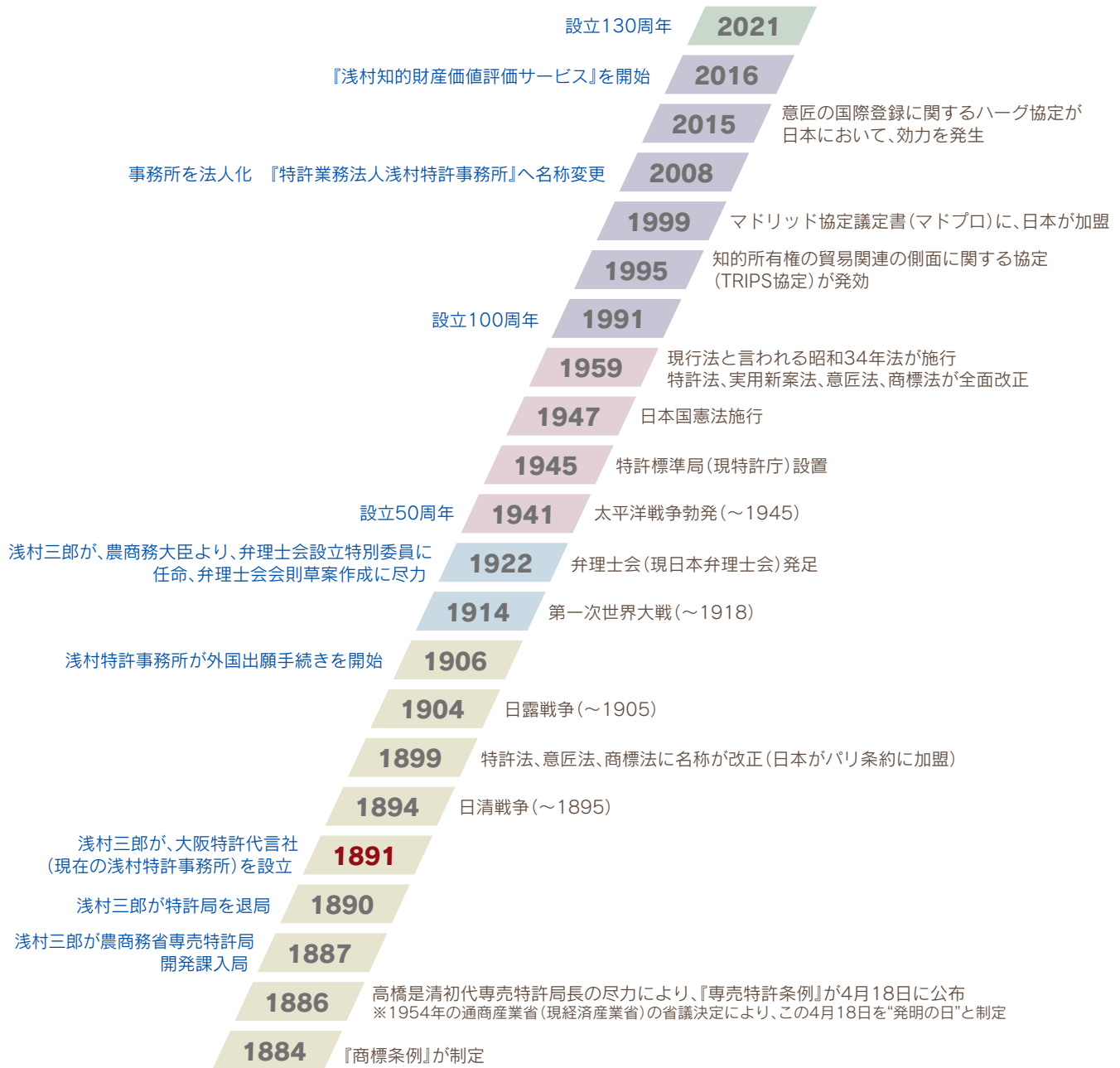
■世界中のお客さまに最高のサービスを

- 長年の知的財産業務により蓄積してきた経験やノウハウを活かして、日本国内、ならびに諸外国のお客さまに信頼いただけるよう最高のサービスをご提供いたします。
- 知的財産の各分野に精通した弁理士により、あらゆる知的財産に関するご相談に対応いたします。国内のお客さまにつきましては、日本国出願のみならず、世界各国における特許・意匠・商標の権利化業務を長年にわたり提供させていただいております。
- 企業発展のために、企業が所有される知的財産を発掘し、有効に活用する知財コンサルティング業務を行っており、お客さまの知的財産に対するトータルサポートを提供いたします。
- 英語・中国語のネイティブ所員もおり、円滑なコミュニケーションを確保します。



浅村特許事務所出来事

歴史的出来事



高橋是清氏と浅村三郎

初代所長の浅村三郎は1887年(明治20年)、開局したばかりの専売特許局(現在の特許庁)の初代局長、高橋是清氏(後に初代特許庁長官、総理大臣兼大蔵大臣等を歴任)の招きにより入局。しかし、当時の日本は知的財産の概念が薄かったため、出願者が少ないことを問題視した高橋是清氏が浅村に「特許事務所を創設し、民間の側から知財の啓蒙に努めてほしい」と示唆されました。これを受けて浅村は1890年(明治23年)、専売特許局を退局し、翌1891年(明治24年)、大阪特許代言社(現在の浅村特許事務所)を設立しました。

写真は1934年(昭和9年)、高橋是清氏が3度目の大蔵大臣の際に、大蔵大臣執務室で撮影されたものです。

「昭和9年6月19日 高橋是清」と記した高橋是清氏直筆の署名があり、現在も浅村特許事務所の受付ホールに掲示しています。

初代専売特許局長 高橋是清氏(左)と浅村特許事務所初代所長 浅村三郎(右)

国内外の企業の知的財産をトータル

日本の知的財産の発展と共に歩んできた豊富な経験、併設する『浅村法律事務所』との国内外の企業のあらゆる知的財産の権利取得・防衛・戦略からの評価、紛争の予防、ONE STOPでサポートいたします。

■ 知的財産権(特許権、実用新案、商標権、意匠権)の 国内および国外における権利化サポート業務

特許・実用新案 貴社の発明・技術の発掘・調査・登録から、特許侵害、グローバル戦略までサポート!

- あらゆる分野における発明に対し、技術のみならず、各国の特許法に関する深い知識と経験を有する専門家集団により、国内外出願・登録はもとより、付随する業務をグローバルにサポートします。
- 知的財産の活用を十分図れるよう、併設の『浅村法律事務所』と連携して侵害事件の補佐又は代理を行います。

業務分野

- 国内及び国外における、
- 発明発掘・出願(国内・国外)
 - 他社権利対応(拒絶査定不服審判、無効審判、異議申立て)
 - 鑑定
 - 審決取消訴訟
 - 知財戦略、権利活用、その他知財に関する相談
 - ライセンスサポート

商 標 貴社の大切なブランドを新しいタイプの商標も含め、ワールドワイドにサポート!

- 登録・権利化に必要な適正な商標登録出願を丁寧にアドバイスします。200カ国以上、3,000もの海外特許事務所との長年の取引実績を活かし、ワールドワイドにサポートします。
- 動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標、位置商標は、新しいタイプの商標として登録が可能となりましたが、これらの商標についてもすでに多くの実績があります。
- 立体商標についても日本、海外での権利取得実績を有します。
- 近年増加傾向にある、模倣品対策についても、ネットワークを通じた迅速な商標調査により、ワールドワイドな対応が可能です。

業務分野

- ワールドワイドな
- 出願戦略
 - 商標調査
 - ブランド戦略
 - 模倣品/侵害品対応
 - インターネット上の不正使用対応
 - 競合他社動向分析
 - ライセンスサポート
 - 更新

意 匠 今、トレンドはデザイン経営へ。デザインを知財としてグローバルにサポート!

- デザインは、直接かつ分かりやすく視覚に訴えるものであり、製品等の高付加価値化のための重要な手段です。多くの競合製品が存在、および技術的に成熟した分野においては、デザインを戦略的に活用することが求められています。
- 意匠法による独自の保護制度が設けられていて、一定条件を満たせば意匠権の設定登録がなされ、出願から最長25年間の長期にわたり、独占排他的権利(意匠権)による保護を受けることができます。一部分のデザイン、所定の複数の物品を一組にしたいいわゆるシステムデザインや、物品の機能に基づき形状変化するデザインについても権利が認められます。
- 一方で、海外における模造品対策に頭を悩ませている企業が多いのも実情で、意匠権獲得の重要性は近年高まっています。
- 2020年4月から新たに保護対象となった画像の意匠、建築物の意匠、内装の意匠の取得をサポートします。

業務分野

- 意匠権の取得・登録等のサポート
- 意匠権による保護制度の活用のご提案
- あらゆる分野における先登録意匠の調査サポート
- 競合他社動向分析
- 海外における意匠権取得のサポート：
長年にわたり信頼関係を築き上げてきた海外代理人ネットワークを通じ、ワールドワイドにサポート

サポート

連携により、
解決などのアフターフォローまで、



■ 調査業務：

知的財産に対する権利化事前確認業務、権利化後確認業務
お客さまの有する知財との競合情報(企業が有する技術や知財権と競合する技術・商標などの出願・登録の存否情報)、簡易調査、もしくは詳細調査を特許公報や専門のデータベースを用いて抽出し、ご提供します。

■ 税関における輸入差止対応サポート業務

● 認定手続き対応

税関が行う輸入貨物の検査に際し、知的財産権を侵害した貨物を発見した場合における侵害可否判定手続きを行う際の、証拠や意見に基づく立証(証拠・意見提出)主張代理業務

● 差止申立ての代理

知財侵害物品が輸入されようとする時、税関が認定手続きをとることが出来るよう、予め侵害品を特定して認定手続き着手執行の申立て(差止申立て)の代理を行う業務、差止め物品の特定、侵害事実の立証等業務

■ 知財紛争対応業務：

主として『浅村法律事務所』と共同受任

- 裁判・判定対応
- 権利侵害訴訟対応
- 不正競争防止法／著作権法の周辺法に基づく訴訟対応

■ 職務発明サポート業務：

主として『浅村法律事務所』が受任

- 職務発明規程作成業務、職務発明に関する訴訟業務

■ ライセンス契約対応業務：

主として『浅村法律事務所』が受任

- ライセンス契約の検討・交渉、及び契約書の作成等

■ 鑑定業務

● 事業適合性鑑定

保有している知的財産権が対象とする事業をカバーしているかを中立的・専門的観点から鑑定

● 侵害鑑定

貴社(または他社)の製品、サービスが他社(または貴社)の知的財産権に抵触するか否かを鑑定

● 有効性(無効)鑑定

侵害鑑定内容と併せて、特許権・実用新案権・意匠権・商標権の有効性(無効とすべき事由が無いかなど)について、専門的立場から鑑定

■ 知財コンサルティング業務

● 知財価値評価サービス

- 日々大きく変化し、複雑化する事業環境下において、知的財産の役割や位置づけも変化し、その評価はより複雑なものとなっています。
- M&A、経営戦略、投融资判断などにおいて重要な経営資源の一つである知的財産の経済的価値の把握は、企業の財務状況の把握と共に重要な指標の一つとなっています。
- 当事務所の専門チームが、適切な評価に基づき『知財ビジネス評価書』を作成し、お客さま所有の知的財産、またはお客さまと利害関係のある企業所有の知的財産の積極的な活用をサポートします。

● 知財戦略

- 知財ポートフォリオの構築サポート
- オープン&クローズ戦略サポート
- 知財ミックス戦略サポート

● 顧問契約

● セミナー等講師

- 欧米諸国のみならず、近年はアジア諸国との間においても企業の経済競争が激化しています。
- こうした状況の中、製品等の高付加価値化の傾向が見られ、製品等に関連する権利の保護意識も高まってきています。
- 有効な権利取得を行うには、高度・複雑化する技術分野に精通していることが求められます。
- お客さまからの案件毎に、国内・国外を問わず、窓口となる担当弁理士を固定しながら、各分野の専門家が連携して業務を担当いたします。

■『特許業務法人浅村特許事務所』に併設されている浅村法律事務所は、2011年の開設以来、特許、商標、不正競争等の知的財産権に関する紛争の予防・解決を中心とした企業法務を取り扱っています。

- 『特許業務法人浅村特許事務所』と密に連携し、知的財産の発掘、権利化から権利の活用まで、幅広く相談いただくことができます。
- 案件により、『特許業務法人浅村特許事務所』との共同受任により、弊所所属弁護士と、特定の技術や、特定の商品分野に詳しい弁理士とのチーム形成により、ONE STOPで、幅広い技術・商品分野における案件に対応させていただくことが可能です。
- 代表弁護士浅村昌弘は、『特許業務法人浅村特許事務所』の所長でもあり、過去には化学の分野において国内国外の特許出願業務に直接携わってきたことから、弁護士・弁理士間の連携をスムーズに遂行していける体制が整っていることも特長の一つであると自負しています。



■ 業務内容

係争対応・訴訟

- 特許権、商標権、意匠権、著作権侵害、不正競争行為に関する警告、警告対応、交渉、及び訴訟
- 税関における水際差止

審判・審決取消訴訟

- 特許無効審判
- 商標無効審判
- 商標不使用取消審判
- 上記審判の審決に対する取消訴訟
- 拒絶査定不服審判

鑑 定

- 特許権の権利範囲への属否に関する意見書作成
- 特許の有効性に関する意見書作成
- 著作権侵害の成否に関する意見書作成
- 不正競争行為の成否に関する意見書作成

その他企業法務

- 和文、英文の取引契約、共同開発契約、ライセンス契約、職務発明規程等のチェック、契約に関する紛争、企業顧問業務



浅村特許事務所 概要

名 称	特許業務法人 浅村特許事務所
所 在 地	〒140-0002 東京都品川区東品川2丁目2番24号 天王洲セントラルタワー
社 員	所 長・弁理士・弁護士 浅村 昌弘 会 長・弁理士 金井 建 相談役・弁理士 浅村 皓
創 業	明治24年（1891年） 業務開始 平成20年（2008年） 特許業務法人 浅村特許事務所として業務開始
業 務 内 容	<ul style="list-style-type: none">• 知的財産（特許、実用新案、意匠、商標、不正競争防止法、著作権法等）に関する出願、その他の手続き代理。• 国内および諸外国のお客様からのご依頼による、日本国および諸外国の特許庁に対する諸手続の直接的・間接的な代行。• お客様が所有する知的財産の価値評価に基づく、知財コンサルティングサービスのご提供。
業 務 特 徴	日本国内における出願はもとより、受任業務の90%以上を外国出願関係が占めていることから、海外各国への出願対応を得意としています。
取引国数・ 取引外国 事務所数	200か国以上、世界3,000以上の事務所と取引。
従 業 員 数	95名（2020年11月1日現在）
弁 理 士 数	31名（内2名は弁護士資格有）（2020年11月1日現在）

浅村法律事務所 概要

名 称	浅村法律事務所
所 在 地	〒140-0002 東京都品川区東品川2丁目2番24号 天王洲セントラルタワー（浅村特許事務所内）
業 務 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ● 係争対応・訴訟 <ul style="list-style-type: none"> ・特許権、商標権、意匠権、著作権侵害、不正競争行為に関する警告、警告対応、交渉、及び訴訟 ・税関における水際差止 ● 審判・審決取消訴訟 <ul style="list-style-type: none"> ・特許無効審判 ・商標無効審判 ・商標不使用取消審判 ・上記審判の審決に対する取消訴訟 ・拒絶査定不服審判 ● 鑑 定 <ul style="list-style-type: none"> ・特許権の権利範囲への属否に関する意見書作成 ・特許の有効性に関する意見書作成 ・著作権侵害の成否に関する意見書作成 ・不正競争行為の成否に関する意見書作成 ● その他企業法務 <ul style="list-style-type: none"> ・和文、英文の取引契約、共同開発契約、ライセンス契約、職務発明規程等のチェック、契約に関する紛争、企業顧問業務
弁 護 士 数	3名（2020年11月1日現在）

『特許業務法人 浅村特許事務所』、ならびに『浅村法律事務所』へのアクセス



- ❖ 東京モノレール
天王洲アイル駅より徒歩約5分
※「区間快速」か、「普通」のモノレールにご乗車ください。
- ❖ りんかい線
天王洲アイル駅より徒歩約5分
- ❖ 品川駅からのアクセスもございます。詳しくは右記よりHPをご覧ください。



MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.



SINCE 1891

特許業務法人 **浅村特許事務所**